

| | | | |
|--------------|---|--------------|-------------------|
| <p>請願番号</p> | <p>請願第49号</p> | <p>受理年月日</p> | <p>平成26年6月12日</p> |
| <p>請願の件名</p> | <p>川内原発再稼働に関する請願</p> <p>【要旨】 川内原発再稼働前に、「被害地元」である宮崎県の意味を確認する法的措置を講じていただくよう国へ意見書を出していただくとともに、九州電力株式会社に対して宮崎県の意味確認が必要である旨、宮崎県議会として意見を表明してください。</p> <p>【理由】 福島第一原発事故では、福島県を中心に県境を越えて広範囲に放射性物質が降り注ぎ、今なお溶解落ちた核燃料はどこにあるかわからず、汚染水は増え続け、10数万人の避難者がふる里を離れたままです。事故時の原子力委員長は、最悪、原発から強制移転地域が170 kmを越える地域が生じる可能性や、自主避難を認めるべき地域が250 km以遠にも生じる可能性があるとししました。この事故で大気中にもれたセシウムは、広島原爆に換算して約168発分（汚染水除く）、その約7～8割は東側の太平洋に落ちたと推計されています。また、旧ソ連チェルノブイリ原発事故では、原発から約150～300 km近く離れた広大な地域さえも「義務的移住・農地利用禁止区域」となりました。 宮崎県は川内原発から最短約54 km、宮崎市中心部まででも約120 kmです。170 km圏にはほぼ宮崎県全域、250 km圏には九州全域がすっぽり入ります。宮崎県は、川内原発の東側にあり、風下になりやすいところに位置し、農畜産業など第一次産業を経済基盤としています。ひとたび川内原発で重大事故が起これば、ふるさとを丸ごと失うような壊滅的被害を被る可能性があります。宮崎県は川内原発の「設置地元」ではありませんが、被害を被る、いわば「被害地元」です。したがって、川内原発再稼働前に、「被害地元」である宮崎県の意味を確認する法的措置を講じていただくよう、国へ意見書を出していただくとともに、同様の趣旨により、九州電力株式会社に対して宮崎県の意味確認が必要である旨、宮崎県議会として意見を表明してください。</p> | | |
| <p>紹介議員</p> | <p>鳥飼 謙二 有岡 浩一 凶師 博規 前屋敷恵美</p> | | |
| <p>摘要</p> | <p></p> | | |